

一般社団法人真庭DX戦略推進協議会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人真庭DX戦略推進協議会と称し、英文では、Maniwa DX Strategic Council（略称を ManiDX）と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、真庭市における行政・企業等のDX推進とスマートシティを構成するプラットフォーム及びデジタルサービスを導入するにあたり、「真庭市DX戦略計画」等に基づいて、官民が一体となり、データ利活用、デジタル技術導入による生産性の向上や価値創造に結び付く地域産業のDXを推進し、デジタルによる戦略的な成長戦略の策定から実施までの支援を行うことにより、真庭市の持続的な成長を図ることを目的とする。また、岡山県北地域におけるデジタル人材の育成や地域の様々な産業、市民サービス等に資する様々なデジタルリソース及びサービスの検証を行い、ソリューションとしての提案を行なうことを目的とし、次の事業を行う。

1. 地域産業DXに関する計画・戦略策定及びそれに資する調査研究
2. 地域中小・中堅企業のDX推進支援及び他企業の技術とのマッチング
3. 地域農林水産業のDX推進
4. 地域観光DXの推進及びデータに基づく観光戦略策定支援
5. スマートシティプラットフォーム及び市民サービスアプリの開発
6. デジタル人材の育成・確保
7. DX/GXによるSDGs活動、カーボンニュートラル事業の推進
8. 地域DXにおける政策提言
9. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を、岡山県真庭市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人・企業・団体。正会員の内で2つの種別に分ける。

A種正会員 岡山県内に住所又は本店があること

B種正会員 岡山県外に住所又は本店があること

(2) 一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人・企業・団体

(3) 学術会員 当法人が行う事業について学術的・教育的見地から支援をするため入会した個人・学術教育機関

(4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人・企業・団体

(入 会)

第7条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。本条の会費は、別紙「会費に関する細則」のとおりとし、それぞれの会員種別に基づいて設定された会費を定められた支払期限までに支払うものとする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

①会員本人が退会を申し出たとき。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

②死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。

③総正会員の同意。

④除名されたとき。

- 2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 総会

(構成)

第11条 当法人の総会は、正会員をもって構成し、本総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(開催)

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 2 総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して書面または電磁的補法により招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときはあらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権をもつ正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員は、他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第18条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。ただし、必要に応じて、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に理事長1人、副理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 理事長及び副理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の

終結の時までとする。

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第26条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 附則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

氏名 大月隆行

氏名 山下豊

氏名 岡野智博

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 大月隆行

設立時理事 山下 豊

設立時理事 岡野智博

設立時代表理事 大月隆行

設立時監事 牧野晃久

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

令和6年6月6日